

議会の概要

令和7年度

愛知県知多郡東浦町議会

目 次

町章・町の花と木・

町民憲章 1

東浦町の

プロフィール 2

議会の組織・構成 5

議 会 運 営 7

議 会 費 16

各会計予算・決算 17

議長、副議長、監査委員（議会選出）、

常任委員会委員長及び特別委員会委員長 19

町 章



昭和33年6月1日制定

町章は、東浦町制施行10周年を記念して、公募により制定されました。
東浦町の「ひ」の字を図案化したもので、中心の6の字は、町の6地区の構成を表し、丸は円満和合の精神を、上の三角は躍進する東浦町を表しています。

町の花と木

ウノハナ



アジサイ科の落葉低木（正式名称：ウツギ）

5～6月ごろ、白色の5弁花が総状花序をなして咲く。

花弁は長だ円形、長さ約1.5mm、雄しべは5個あり、花糸には翼がある。果実は球形で星状毛を密生する。葉は対生し、卵状披針形、長さ3～6cm。

クスノキ



クスノキ科の常緑高木。

樹皮は縦に割れめができ、樹冠は丸い。葉は互生し、卵形か卵状だ円形で先がとがり、縁に鋸歯がなく、三本の脈が目立ち革質である。5～6月に黄緑色の小花が短い円すい花序をなして咲く。果実は球形、径約8mmで11月ごろ紫黒色に熟す。

昭和52年1月1日制定

町 民 憲 章

古い歴史を語る入海貝塚。

古歌にうたわれた卯の花の里。

衣が浦と緑の丘に囲まれた、ここ東浦町に住む私たちは、

豊かで住みよいまちづくりをめざして、町民憲章をかかげます。

- ・ 思いやりと感謝の気持ちで すなおな心の人となります
- ・ きそく正しい生活で 健康なからだをつくります
- ・ 家族が力を合わせて 明るい家庭をつくります
- ・ 緑豊かな自然と やすらぎのある郷土をまもります
- ・ しあわせを願い みんなで調和のあるまちをつくります

昭和54年3月8日制定

東浦町のプロフィール

1 概 要

東浦町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、衣浦湾の最奥にあります。東に尾張と三河をわける境川や衣浦湾をはさんで刈谷市、高浜市を対岸にのぞみ、南に半田市、西に東海市、知多市、阿久比町、北は大府市に接しています。町は東部の低地と中央部、西部の丘陵地からなっていて、東部にはJR武豊線と国道366号、西部には名鉄河和線が通っています。

明治39年に森岡村、緒川村、石浜村、生路村、藤江村が合併して東浦村となり、昭和23年6月1日に町制を施行し、平成30年に70周年を迎えました。

名古屋市に近いことから、昭和45年以降大規模な住宅開発が進みました。その後も石浜地区の民間住宅開発などが進み、町制施行時15,677人だった人口は、平成29年には50,449人まで増加しました。しかし令和7年1月31日現在では49,950人となり、平成20年12月から続いていた50,000人を割り込みました。

産業は、古くから「知多木綿」の繊維工業と米作主体の農業を中心として発達しましたが、社会経済の変化により、現在は木材工業や自動車関連産業が主流となっています。また、JR緒川駅前には大規模ショッピングセンターがあり、にぎわいをみせています。

農業においては米作の転換をせまられ、巨峰を中心としたブドウ栽培やイチゴ、蘭の施設園芸などへと変化しています。また、本町は豊かな自然と多くの文化財、史跡に恵まれています。

東浦町の観光マスコット「おだいちゃん」をご紹介します！

2012年4月に誕生した東浦町の観光マスコット『おだいちゃん』。

東浦町生まれの徳川家康の母「於大の方」がモデルです。

年齢は永遠の5歳！チャームポイントは、桜色のほっぺです。

アタマについている白い花は、東浦町の花である卯の花、そして着物の柄はHIGASHIURA(ひがしうら)のHです。



▲東浦町観光マスコット おだいちゃん

2 地目別・区域別面積の推移

(1) 地目別面積

(各年1月1日現在 単位：ha)

区分 年	総 数	田	畑	宅 地	山 林	その他	非課税
令和 5	2,255.2	698.7	492.1	710.8	175.1	178.5	661.6
6	2,255.0	697.4	486.6	712.2	176.4	182.3	662.1
7	2,253.5	695.6	484.6	714.8	175.2	183.3	663.8

資料：固定資産の価格等の概要調書

※四捨五入の関係で内訳の合計が100%とならないことがある。

(2) 都市計画区域・用途区域

(令和7年4月1日現在 単位：ha)

区 分		面 積
都 市 計 画 区 域		3,114
市 街 化 区 域		817
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	100
	第二種低層住居地域	—
	第一種中高層住居専用地域	218
	第二種中高層住居専用地域	—
	第一種住居地域	189
	第二種住居地域	4
	準住居地域	31
	近隣商業地域	24
	商業地域	18
	準工業地域	29
	工業地域	131
	工業専用地域	72
市街化調整区域		2,297

資料：都市デザイン課

※四捨五入の関係で内訳の合計が100%とならないことがある。

3 各人口の推移

(1) 人 口

(単位：人)

区分 年	世帯数(世帯)	人 口			増加人口	増加率(%)	世帯当たり
		男	女	計			
昭和 60	10,518	19,201	19,413	38,614	2,579	7.16	3.67
平成 2	11,362	20,045	20,385	40,430	1,816	4.70	3.56
7	12,584	21,009	21,400	42,409	1,979	4.89	3.37
12	14,262	22,393	22,775	45,168	2,759	6.51	3.17
17	16,214	24,091	23,955	48,046	2,878	6.37	2.96
22	18,020	25,010	24,790	49,800	1,754	3.65	2.76
27	18,524	24,535	24,695	49,230	△570	△1.14	2.66
令和 2	19,406	24,726	24,870	49,596	366	0.74	2.56

資料：国勢調査 各年10月1日現在

(2) 就業別人口

(単位：人、()内は%)

区別 年	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能	計
平成 12	747 (3. 3)	10, 447 (45. 7)	11, 589 (50. 7)	78 (0. 3)	22, 861
17	668 (2. 8)	10, 389 (43. 1)	12, 897 (53. 5)	174 (0. 7)	24, 128
22	536 (2. 2)	9, 673 (39. 7)	12, 815 (52. 7)	1, 311 (5. 4)	24, 335
27	497 (2. 1)	9, 566 (39. 5)	13, 293 (54. 9)	870 (3. 6)	24, 226
令和 2	460 (1. 9)	9, 532 (39. 5)	13, 576 (56. 3)	544 (2. 3)	24, 112

資料：国勢調査 各年10月1日現在

※四捨五入の関係で内訳の合計が100%とならないことがある。

(3) 人口・世帯数の推移

(単位：人)

区分 年度	世帯数 (世帯)	人 口			対前年		世帯当たり 人口
		男	女	計	増加人口	増加率(%)	
平成 28	20, 224	25, 396	25, 023	50, 419	181	0. 36	2. 49
29	20, 343	25, 362	24, 921	50, 283	△136	△0. 27	2. 47
30	20, 453	25, 222	24, 823	50, 045	△238	△0. 48	2. 45
平成31・ 令和元	20, 719	25, 291	24, 863	50, 154	109	0. 22	2. 42
令和 2	21, 027	25, 352	25, 016	50, 368	214	0. 42	2. 40
3	21, 163	25, 281	25, 091	50, 372	4	0. 01	2. 38
4	21, 408	25, 212	25, 021	50, 233	△139	△0. 28	2. 35
5	21, 642	25, 137	25, 025	50, 162	△71	△0. 14	2. 32
6	21, 714	24, 932	24, 886	49, 818	△344	△0. 69	2. 29

※外国人登録人口を含む総数を記載

資料：住民課 各年度末現在

4 登録数外国人

(単位：人)

国 名	登録者数	総数
ブラジル	638	1, 768
ベトナム	397	
フィリピン	243	
中国	111	
韓国及び朝鮮	52	
その他	327	

資料：住民課 (令和6年度末現在)

5 高齢化率 (各年度末現在)

(単位：%)

区分 年度	東浦町	※愛知県	※全国
令和 4	25. 7	25. 6	29. 0
5	25. 8	25. 7	29. 1
6	26. 0	25. 8	29. 3

※愛知県・全国は、各年度10月1日現在

議会の組織・構成

1 議員の定数

(1) 減少条例定数

- ア 26人 (S37年12月議会で可決、S38年4月の一般選挙から施行)
イ 24人 (S61年6月議会で可決、S62年4月の一般選挙から施行)
ウ 21人 (H14年3月議会で可決、H15年4月の一般選挙から施行)
エ 19人 (H18年9月議会で可決、H19年4月の一般選挙から施行)
オ 18人 (H22年9月議会で可決、H23年4月の一般選挙から施行)
カ 16人 (H26年3月議会で可決、H27年4月の一般選挙から施行)

(2) 現員数

16人 (任期は、令和5年5月1日から令和9年4月30日まで)
現在 男性議員12人、女性議員4人

2 正副議長・常任委員会委員の任期

(1) 議長・副議長

2年 (本人の辞職の方法による先例)

(2) 常任委員会委員

2年 (東浦町議会委員会条例第3条第1項)

3 所属党派及び会派別議員数 (令和7年6月1日現在)

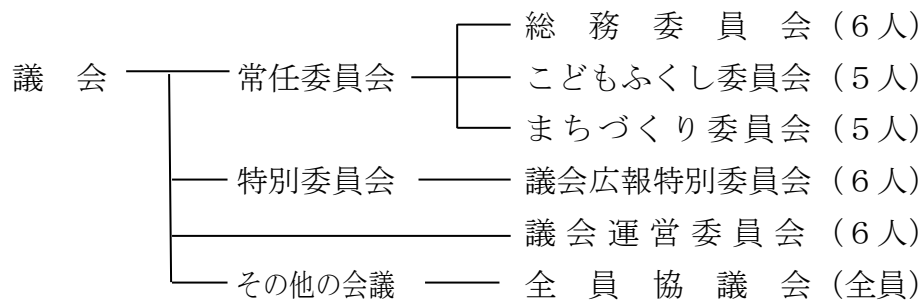
(1) 所属党派別議員数 (人)

党 派	人 員
公 明 党	2
日本共産党	1
無 所 属	13

(2) 所属会派別議員数 (人)

会 派	人 員
新政クラブ	5
清流会	4
親和会	2
公明党東浦	2
庶民倶楽部	1
日本共産党ひがしうら	1
高志会	1

4 構 成（令和7年6月1日現在）



5 在職年数別数（令和7年6月1日現在）

(1) 在職年数別

年数	～4	5～8	9～12	13～16	17～20	21～	計
議員数	5	4	5	1	0	1	16

6 事務局

(1) 設 置

昭和43年4月1日

(2) 定 数

4人

(3) 構 成

議会事務局長兼議事課長(1)、議事係長(1)、主事(2)

議会運営

1 招集と会期

(1) 招 集

ア 定例会

条例により年4回開かれる。(3月、6月、9月、12月)

告示及び議案発送は、おおむね開会前2週間までに行う。

イ 臨時会

町長が必要に応じて招集する。また、議員定数の4分の1以上の者から町長に対して、付議する事件を示して臨時会の請求をしたときに招集する。

告示及び議案発送はおおむね3日前に行う。

なお、役員改選を主とする臨時会は、5月に招集するのが例となる。

(2) 会 期

ア 定例会及び臨時会の会期は、その都度議会運営委員会において協議し本会議に諮って決定する。

イ 令和6年度実績

(ア) 令和6年第2回定例会(6月)

22日(6月4日～6月25日)

(イ) 令和6年第3回定例会(9月)

23日(9月3日～9月25日)

(ウ) 令和6年第4回定例会(12月)

21日(11月29日～12月19日)

(オ) 令和7年第1回臨時会

1日(令和7年1月16日)

(エ) 令和7年第1回定例会(3月)

22日(令和7年2月28日～3月21日)

2 本会議

- (1) 会議時間は、会議規則により午前9時から午後5時までと定められている。
ただし、議長権限により午前9時30分に開議するのが先例となる。

(2) 審議の順序

議会運営委員会	・会期、議事日程及び議事運営方針などを協議
本会議	・開会の宣告 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・報告及び議案の説明 ・一般質問 ・議案質疑 ・委員会付託
常任委員会	・付託議案の審査
議会運営委員会	・主に最終日の議会運営について協議 (討論、採決等)
本会議	・委員長報告及び同質疑 ・討論 ・採決 ・閉会の宣告

(3) 一般質問

- ア 通告制度
招集日の10～14日前頃までに通告
- イ 質問の時期
各定例会2日目及び3日目
- ウ 所要日数
原則2日
- エ 質問者数
無制限
- オ 質問時間
50分以内／1人（答弁を含む。）
- カ 質問回数
無制限
- キ 関連質問
なし
- ク 質問順序
くじ引きによる抽選

(4) 委員会への付託

ア 一般会計予算及び決算

(ア) 歳入関係

各常任委員会へ分割付託

(イ) 歳出関係

各常任委員会へ分割付託

イ 特別会計予算及び決算

全て所管の常任委員会へ付託

ウ 予算以外の議案及び請願

所管の常任委員会へ付託

(5) 委員会の審査結果

本会議において、委員長から口頭で報告を行っている。

(6) 採 決

常任委員会終了後、議会運営委員会を開催し採決方法を決める。

ア 当初予算等重要な案件

起立採決

イ 軽易なもの及び全員異議がないと予想されるもの

簡易採決（異議の有無を諮る。）

ウ 特に重要な案件で、意見が対立しているもの

記名又は無記名投票

(7) 本会議及び常任委員会の開催状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

ア 本会議(定例会)

区 分		議 案 件 数				合 計
		定 例 会				
		令和6年 6月	令和6年 9月	令和6年 12月	令和7年 3月	
会 期（日間）		22	23	21	22	88
会議日数（日）		5	5	5	5	20
町長提出	条 例	2	4	8	11	25
	予 算	3	5	6	10	24
	決 算	0	6	0	0	6
	専決処分	6	1	1	0	8
	その他	7	9	7	4	27
	小 計	18	25	22	25	90
議員提出	条 例	0	0	0	5	5
	決 議	0	0	0	0	0
	意見書	0	1	0	1	2
	その他	1	1	2	0	4
	小 計	1	2	2	6	11
請 願		0	0	0	0	0
合 計		19	27	24	31	101
一般質問（人）		13	11	12	11	47

イ 本会議（臨時会）

区 分		議 案 件 数	合 計
		臨 時 会	
		令和7年1月16日	
会 期（日間）		1	1
会議日数（日）		1	1
町長提出	条 例	3	3
	予 算	3	3
	決 算	0	0
	専決処分	0	0
	その他	0	0
	小 計	6	6
議員提出	条 例	0	0
	決 議	0	0
	意見書	0	0
	その他	0	0
	小 計	0	0
請 願		0	0
合 計		6	6

ウ 常任委員会（定例会）

区 分		議 案 付 託 件 数											
		令和6年6月定例会			令和6年9月定例会			令和6年12月定例会			令和7年3月定例会		
委員会		総	文	経	総	文	経	総	文	経	総	文	経
開催日数		1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	2
町長提出	条例	1	0	1	1	2	1	7	0	1	10	0	1
	予算	1	2	2	1	4	2	2	3	3	3	5	6
	決算	0	0	0	2	3	3	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1	2	0	0	3	1	1	1	0	0	1
	小計	2	3	5	4	9	9	10	4	5	13	5	8
請 願		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議員提出議案		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		2	3	5	4	9	9	10	4	5	13	5	8

エ 常任委員会(臨時会)

区 分		議 案 付 託 件 数		
		令和7年1月16日		
委員会		総	文	経
開催日数		1	1	1
町長提出	条例	3	0	0
	予算	1	1	3
	決算	0	0	0
	その他	0	0	0
	小計	4	1	3
請 願		0	0	0
議員提出議案		0	0	0
その他		0	0	0
合 計		4	1	3

(予算及び決算は分割付託)

3 常任委員会（令和7年6月1日現在）

（1）委員会の名称、所管事項及び定数

地方自治法第109条に基づく東浦町議会委員会条例により、その名称、定数、所管事項等を定めている。

名 称	所 管 事 項	定 数
総 務 委 員 会	政策企画部及び総務部の所管に関する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項	6 人
こどもふくし委員会	ふくし文化部、こども未来部及び教育委員会の所管に属する事項	5 人
まちづくり委員会	地域創造部、まちづくり部及びインフラ整備部の所管に属する事項	5 人

（2）委員及び正副委員長の選任方法

ア 委 員

議会運営委員会において、内定を行い、内定となった者を議長が会議に諮って指名する。

イ 正副委員長

委員会において委員の中から互選により選出する。

（3）委員及び正副委員長の任期

2 年（東浦町議会委員会条例第3条第1項及び第6条第3項）

（4）委員会の開催状況

付託議案審査等のため随時開く。

（5）視察及び研修（委員会ごとに実施する。）

ア 県 内

所管事項等について、主に町の出先機関、現場等の調査（年1～2回）及び県内の実情等の調査をする。

イ 県 外

所管事項等について、県外の実情等の調査をする。（年1回）

4 特別委員会（令和7年6月1日現在）

（1）地方自治法第109条に基づく東浦町議会委員会条例により、必要の都度議会の議決によって設置する。

（2）付議された事件の審査が終われば、その結果を記載した委員会報告書を、委員長から議長に提出し議会の議決を行い、終結とする。

（3）特別委員会の名称等

名 称	所 管 事 項	定数
議会広報特別委員会	議会の活動状況について、広く住民に周知し、自治意識の高揚を図る。	6 人

5 議会運営委員会（平成3年10月3日制定）（令和7年6月1日現在）

（1）地方自治法第109条に基づく東浦町議会委員会条例により設置する。

（2）構 成

8人（委員6名＋正副議長（オブザーバー））

（3）委員の選出方法

各会派から選出された者をもって組織する。

また、各会派からの選出数は、会派の所属議員数に応じ次のとおりとする。

会派所属議員数	選出数
2人以上3人以下	1人
4人以上5人以下	2人
6人以上9人以下	3人
10人以上	4人

（4）正副委員長の選出方法

委員会において委員の中から互選により選出する。

ア 任 期

常任委員会と同様、2年とする。

イ 運 営

委員会の目的に該当することが生じた場合に、随時開催する。

ウ 協議事項

（ア）会期の決定

（イ）議事日程、議事の決定（変更）

（ウ）質問に関する事項

（エ）発言時間

（オ）緊急質問の取扱

（カ）特別委員会の設置の可否

（キ）意見書・決議案の取扱

（ク）請願、陳情の取扱

（ケ）議会関係の条例、規則、内規の取扱

（コ）先例事項の確認

（サ）執行機関の附属機関等議会選出委員の選考

（シ）各種協議会、委員会、調査会の選任委員の選考

（ス）議会費の予算

（セ）議員の厚生活動と慶弔

（ソ）懲罰に関する事項

（タ）その他必要とする事項

6 議案の配付方法

（1）定例会

慣例により、おおむね開会前14日までに送付する

（2）臨時会

慣例により、おおむね開会前3日までに送付する。

7 請願・陳情等の処理

(1) 請 願

- ア 受理後、コピーを全議員に配付し、所管の委員会へ付託する。
- イ 委員会は、審査結果の意見をつけて議長に報告する。
- ウ 委員会報告に基づいて、本会議にて採否を決定する。
- エ 決定後、必要に応じて各機関へ送付する。

(2) 陳 情

受理後、持参されたものは、議会運営委員会に提出する。その後、取り扱いをする場合は、議員の発議により本会議に諮って採否を決定する。郵送で届いたものは、取り扱う議員がいれば議会運営委員会に提出する。

8 会議録の作成

区分	録 音	反訳	記録	配 布 先
本会議	議場音響システム 及び I C レコーダー	委託	全文 記録	議員、町長及び図書館 ※会議録検索システム導入
常任 委員会				議員（各所属の常任委員会分） 及び図書館 ※会議録検索システム導入

※平成15年度から会議録検索システムを導入し、庁内向け会議録冊子の配付を廃止した。

本システムをインターネット上で公開し、住民も本会議及び常任委員会の内容を閲覧可能であり、情報公開の充実を図っている。

9 議会の傍聴

(1) 本会議の傍聴

傍聴者は、傍聴申出書に住所、氏名及び年齢を自署し、傍聴券を受けて入場する。
傍聴者数（年度）

（単位：人）

	6 月	9 月	12 月	3 月 (令和 6 年及び 7 年)	臨時会	計
令和 5	58	53	27	47	34	219
6	57	33	46	51	0	187

(2) 委員会の傍聴

傍聴者は、委員会傍聴申出書に住所、氏名及び年齢を自署し、傍聴券を受けて入場する。

傍聴者数（年度）（3 常任委員会合計）

（単位：人）

	6 月	9 月	12 月	3 月 (令和 6 年及び 7 年)	臨時会	計
令和 5	9	11	9	3	0	32
6	11	12	13	13	0	49

10 議場映像配信

令和 2 年 9 月定例会より一般質問の様子をYouTubeにて配信している。
配信は、各会議開催日より約一週間後に行っている。

11 議会広報について

議会広報紙の編集等は、議会広報特別委員会が行う。

(1) 議会広報紙名称

ひがしうら議会だより

(2) 委員会構成

6人（定員数）

(3) 委員及び正副委員長の選任方法

ア 委 員

議会運営委員会において、内定を行い、内定となった者を議長が会議に諮って指名する。

イ 正副委員長

委員会において互選する。

ウ 任 期

2年（申合せによる。）

エ 委員会の開催

定例会初日の2日前、閉会前後2日間及び定例会の翌月3回程度

オ 編 集

議会広報特別委員会の自主編集

カ 発 行

定例会毎に発行し、その他に役員改選時に臨時号を発行する。

キ 発行部数

A4版を16,000部程度

ク 配布先

町内の各世帯、各地区コミュニティセンター、その他公共施設、町内のコンビニエンスストア・病院等

ケ 規 程

東浦町議会広報の編集等に関する規程（昭和52年3月1日制定）

議 会 費

1 令和7年度議会費当初予算

(単位：千円)

節・区分		予算額	節・区分	予算額
職 員 人 件 費		31,437	10 需 用 費	2,644
議会運営費	1 報 酬	56,093	11 役 務 費	2,131
	3 職員手当等	23,382	12 委 託 料	2,176
	4 共 済 費	14,702	13 使用料及び賃借料	7,933
	7 報 償 費	76	14 工事請負費	1,048
	8 旅 費	2,198	17 備品購入費	2,773
	9 交 際 費	180	18 負担金、補助及び交付金	1,358

2 議員報酬・期末手当等（令和7年6月1日現在）

(1) 報 酬（令和7年4月1日改定） (単位：円)

職 名	月 額
議 長	390,000
副議長	311,000
常任委員長	290,000
議会運営委員長	290,000
広報委員長	290,000
議 員	280,000

(2) 期末手当

(報酬×145%) × 345/100

※内訳

6月・12月：172.5/100

(3) 政務活動費（町政調査交付金として平成2年度より実施）

月額1人当たり5千円を会派(所属議員が1人の場合を含む)に対して交付する。

各会計予算・決算

1 令和6年度・7年度各会計当初予算額

(単位：千円)

会 計		令和7年度当初	令和6年度当初	比 較
一 般 会 計		20,157,000	18,161,000	1,996,000
特別会計	国民健康保険事業	4,150,954	4,478,785	△327,831
	土地取得	1,232	65,270	△64,038
	後期高齢者医療	1,015,171	969,007	46,164
水 道 事 業※ ₁		1,087,729	1,081,156	6,573
下 水 道 事 業※ _{1,2}		1,586,232	1,641,589	△55,357
合 計		27,998,318	26,396,807	1,601,511

※₁下水道及び水道事業は収益的収入及び資本的収入の合計額

※₂下水道事業会計は、平成30年度まで下水道事業特別会計

2 令和6年度・7年度一般会計予算

(1) 歳 入

(単位：千円)

款	令和7年度当初	令和6年度当初	比 較
町 税	9,264,272	8,926,056	338,216
地方譲与税	137,790	137,320	470
利子割交付金	5,200	3,500	1,700
配当割交付金	70,000	67,000	3,000
株式等譲渡所得割交付金	67,200	34,000	33,200
法人事業税交付金	142,700	130,000	12,700
地方消費税交付金	1,113,000	1,065,000	48,000
自動車取得税交付金	1	1	0
環境性能割交付金	44,000	44,000	0
地方特例交付金	78,528	84,319	△5,791
地方交付税	1,134,000	1,113,000	21,000
交通安全対策特別交付金	6,000	6,000	0
分担金及び負担金	7,833	8,970	△1,137
使用料及び手数料	294,565	279,755	14,810
国庫支出金	2,879,433	2,308,006	571,427
県支出金	1,599,208	1,303,083	296,125
財産収入	63,029	38,358	24,671
寄 附 金	500,501	350,301	150,200
繰 入 金	727,000	958,910	△231,910
繰 越 金	150,000	150,000	0
諸 収 入	736,240	684,421	51,819
町 債	1,136,500	469,000	667,500
合 計	20,157,000	18,161,000	1,996,000

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	令和7年度当初	令和6年度当初	比 較
議 会 費	148,131	130,065	18,066
総 務 費	3,328,328	2,608,191	720,137
民 生 費	7,815,561	7,106,502	709,059
衛 生 費	1,583,190	1,479,429	103,761
労 働 費	27,367	121,894	△94,527
農林水産業費	225,714	229,550	△3,836
商 工 費	158,319	272,401	△114,082
土 木 費	2,554,366	2,672,037	△117,671
消 防 費	727,007	684,363	42,644
教 育 費	2,840,636	2,069,829	770,807
災害復旧費	3	3	0
公 債 費	717,922	756,724	△38,802
諸支出金	1	1	0
予 備 費	30,455	30,011	444
合 計	20,157,000	18,161,000	1,996,000

3 令和5年度各会計決算状況

(単位：円)

会 計		歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一 般 会 計		18,103,994,678	17,606,390,792	497,603,886
特別会計	国民健康保険事業	4,448,295,997	4,424,909,084	23,386,913
	土地取得	48,547	48,547	0
	後期高齢者医療	800,319,646	799,652,246	667,400
水 道 事 業		1,050,733,995	1,315,176,739	△264,442,744
下 水 道 事 業		1,666,884,285	1,970,078,324	△303,194,039
合 計		26,070,277,148	26,116,255,732	△45,978,584

※1 収益的収入と資本的収入の合計額

※2 収益的支出と資本的支出の合計額

4 財政状況（一般会計）

区分 年度	基準財政需要額(千円)	基準財政収入額(千円)	財政力指数(単年度)	経常収支比率(%)	実質公債 費比率(%)
平成 29	7,200,977	6,939,527	0.96	82.8	1.4
30	7,208,973	6,886,872	0.96	85.1	1.0
平成31・令和 元年	7,305,379	6,991,614	0.96	85.0	0.5
令和 2	7,803,266	7,311,013	0.94	84.8	0.0
3	8,087,882	7,134,541	0.88	84.7	△0.4
4	8,548,832	7,400,845	0.87	86.6	△0.1
5	8,867,858	7,737,018	0.87	88.2	0.3

議長、副議長、監査委員(議会選出)、常任委員会委員長及び特別委員会委員長

※令和元年改選より

1 議 長

氏 名	在 職 期 間
小松原 英 治	R 1. 5.15 ～ 2. 6. 9
山 下 享 司	R 2. 6. 9 ～ 3. 5.14
山 下 享 司	R 3. 5.14 ～ 5. 4.30
鏡 味 昭 史	R 5. 5.15 ～ 7. 5.14
鏡 味 昭 史	R 7. 5.14 ～ 現在

2 副議長

氏 名	在 職 期 間
前 田 明 弘	R 1. 5.15 ～ 3. 5.14
前 田 明 弘	R 3. 5.14 ～ 5. 4.30
間 瀬 宗 則	R 5. 5.15 ～ 7. 5.14
間 瀬 宗 則	R 7. 5.14 ～ 現在

3 監査委員(議会選出)

氏 名	在 職 期 間
米 村 佳代子	R 1. 5.15 ～ 3. 5.13
鏡 味 昭 史	R 3. 5.14 ～ 5. 4.30
水 野 久 子	R 5. 5.15 ～ 7. 5.13
秋 葉 富士子	R 7. 5.14 ～ 現在

4 常任委員会委員長

総務委員会	文教厚生委員会	経済建設委員会	在 職 期 間
向 山 恭 憲		三 浦 雄 二	R 1. 5.15～ 3. 5.14
	長 屋 知 里		R 1. 5.15～ 2. 6. 9
	秋葉 富士子		R 2. 6. 9～ 3. 5.14
間 瀬 宗 則	米村 佳代子	秋葉 富士子	R 3. 5.14～ 5. 4.30
間 瀬 元 明	秋葉 富士子	大 川 晃	R 5. 5.15～ 7. 5.14
総務委員会	こどもふくし委員会	まちづくり委員会	在 職 期 間
山 下 享 司	大 川 晃	水 野 久 子	R 7. 5.14～ 現在

5 特別委員会委員長

議会広報特別委員会	特別委員会設置
向 山 恭 憲	R 1. 5.15～3. 5.13
向 山 恭 憲	R 3. 5.14～5. 4.30
前 田 明 弘	R 5. 5.15～7. 5.13
赤 川 操 恵	R 7. 5.14～現在

